

■【トピックス】
便乗値上げ？



4月1日から消費税が増税されました。これに合わせて税込み価格の改定がされています。その中には、これまで税込100円だったものが税込108円になったものもあります。一見便乗値上げのように見えてしまいます。

しかし、この間の状況をみると必ずしも便乗値上げとはいいきれません。円安に振れてから確実に材料関係は値上げされています。増税のタイミングに合わせた値上げが誤解のもとになっています。

■【ビジネス・アイ】
経営者の個人保証！

社長 「新聞の記事で見たんだけど、金融庁がこれまで借入金の返済猶予を受けてた中小企業に廃業を勧めると書いてあったんだけど、これって国が中小企業を見捨てるってことなの？」

花野 「昨年3月に中小企業金融円滑化法が期限をむかえて、実質的に新規の返済猶予が受け難くなりました。それに伴い転業や廃業を迫られる中小企業に対して新たな対策を打ち出しということですね」

社長 「転業や廃業っていわれても中小企業にとっては難しいよね。そもそも個人保証している借入金がある限り自己破産とセットだよ」

花野 「そうなりますね。そこで中小企業庁と金融庁が協議して『経営者保証に関するガイドライン』というものをつくったんですよ」

社長 「それで経営者の個人保証がなくなるの？」

花野 「今ある個人保証がすぐになくなるというわけではないですが、一定の場合には個人保証がなくても融資が受けれるようにしたり、廃業して保証の履行を迫られる場合でも経営者の再起が図られるように自宅は残せるようにするとかの施策が定められています」

社長 「でも、その『経営者保証に関するガイドライン』って法律じゃないんだよね」

花野 「確かに法律ではありませんが、債務者、保証人及び債権者が自発的に尊重・遵守することが期待されています」

■【今月のキーワード】

経営者保証に関するガイドライン

本ガイドラインは、中小企業庁と金融庁が共同で設置した意見交換会の研究報告により設置された「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定されました。内容は経営者の個人保証に依存しない融資の推進にあります。

また、中小企業団体及び金融機関団体が学識経験者や専門家と協議して策定したもので、法的な拘束力はありませんが、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重・遵守されることが期待されています。

■【今月の1冊】

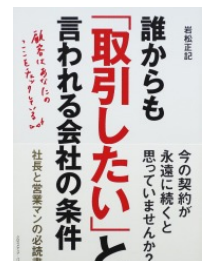
『誰からも「取引したい」と言われる会社の条件』

岩松 正記 著

クロスメディア・パブリッシング ¥1480

取引先との付き合いといっても、実際には窓口となる担当者同士の関係になります。担当者の印象が悪ければ会社のイメージを損なうこととなります。

特に営業マンが与える印象が、取引したいかどうか、継続するかどうかに大きな影響を与えます。会社の方針は営業マンの言動に表れます。経営者として一人一人の担当者に目配りする必要性がここにあります。



■【編集後記】

この3月決算で、監査先の顧問税理士事務所の担当者が辞め担当者が変わりました。決算間際の担当者交代で決算作業も混乱しています。一般的に税理士事務所のこの手の引継は上手くされません。業界固有の問題が根深く横たわっていますね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 86（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.5.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>